

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用のお願い

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年10月20日から開始したマイナンバーカードの健康保険証利用、令和4年3月28日から開始した公金受取口座の登録、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Taxによる確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

なお、現在、マイナンバーカードの新規取得のほか、健康保険証の利用登録及び公金受取口座の登録をした方を対象とした「マイナポイント第2弾」を実施しており、令和4年6月30日から健康保険証の利用登録及び公金受取口座の登録を行った方のポイント申込・付与が開始予定です。

つきましては、以下のとおり、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 広報素材を活用した周知・広報

マイナンバーカードのメリットや安全性等を紹介する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を、国税庁ホームページ内の「国税の番号制度に関する情報」

(URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>) に掲載しておりますので、会員又は従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

【広報素材】

○リーフレット

- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！
- ・公金受取口座登録制度ってなんだろう？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ

- ・こ～んなに便利！マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！

- ・マイナンバーカードで、新型コロナウイルスワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます
 - ・マイナポイント申込の際の注意点
- 説明動画（デジタル庁 HP マイナンバー公式 YouTube 動画チャンネル）
- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

2 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和3年1月からは、マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善され、また、生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得でき、確定申告書に自動入力すること（マイナポータル連携）が可能となっております。

この取組については、国税庁ホームページ内の「国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax 送信がますます便利に！」（URL：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/index.htm）に掲載しておりますので、会員又は従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

3 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

国税庁において今後の取組の参考とするため、マイナンバーカード取得に関して独自の取組を実施又は把握された場合には、情報提供いただきますよう、お願いいたします。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。

国税庁

令和4年9月2日

公益社団法人むつ法人会 御中

むつ税務署長

電子帳簿保存法に関する周知等の協力依頼について（依頼）

平素より、税務行政につきまして深いご理解と多大なご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今般、電子帳簿保存法に関して以下の資料を改訂しましたので、これらについて傘下各団体及び各会員の皆様にお知らせいただく等、周知広報に関してご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今般の改訂に当たっては、令和3年11月に公表しました「お問合せの多いご質問」を一問一答（Q&A）に統合するとともに、これまで寄せられた質疑等を踏まえて内容の充実を図っています。また、お問合せの多い内容について★を付しています。

【改訂資料一覧】（ホームページ掲載日：令和4年6月30日）

- ① 電子帳簿保存法取扱通達及びその解説（趣旨説明）
- ② 一問一答（Q&A）【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】

【掲載先 URL】

国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報 > 電子帳簿保存法関係

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

なお、電子帳簿保存法については、ご要望に応じて説明会等への講師派遣を実施しておりますので、そういったご要望がございましたらお気軽にご相談ください。

連絡先

むつ税務署 調査部門

0175-22-3294

古川 真（内線208）